

* この制度は、母子家庭・寡婦・父子家庭を対象としています。

	生活援助	子育て支援
制度の内容	家庭生活支援員が、申請者宅で家事や介護その他の日常生活の支援を行う事業。	家庭生活支援員が、支援員の居宅等で乳幼児の保育等を行う事業。
利用できるとき	母子家庭・寡婦・父子家庭で、次に掲げる事由により日常生活を営むのに支障があるとき ア. 自立促進に必要な事由（技能習得のための講習会や通学、就職活動等） イ. 社会的事由（①申請者の仕事・研修・会議・急な残業等 ②申請者の病気 ③緊急の出来事・冠婚葬祭・出張・転勤・事故・災害・看護・出産・失踪又は学校等の公的行事への参加等） ウ. 離婚や死別をしたばかりで、生活環境の激変が生じた エ. その他やむを得ない事由	
頼めること	ア. 食事の世話 イ. 住居の掃除 ウ. 身の回りの世話等 エ. 生活必需品等の買い物 オ. 医療機関との連絡 オ. その他	ア. 乳幼児の保育 イ. 食事の世話 ウ. 遊び相手や身の回りの世話 エ. その他必要な用務 (保育園や児童クラブへの送迎等)
利用できる期間	<ul style="list-style-type: none"> ・1年につき10回まで利用できます。 ・1日1時間からの利用ができ、以後1時間単位での利用とします。 ・早朝、夜間の利用も可能です。(子育て支援については、宿泊を伴う預かりも可能です。) 	
利用者の費用負担 (子育て支援課から請求書が発行されます。)	<ul style="list-style-type: none"> ① 生活保護世帯・市民税非課税世帯 0円 ② 児童扶養手当受給水準の世帯 1時間につき 150円 ③ その他の世帯 1時間につき 300円 ※ 生活必需品の買い物にかかる費用や、病院等の支払は自己負担です。	<ul style="list-style-type: none"> ① 生活保護世帯・市民税非課税世帯 0円 ② 児童扶養手当受給水準の世帯 1時間につき 70円 ③ その他の世帯 1時間につき 150円 ※ 2人以上の子どもを預けたときは、1人につき負担額の0.5倍が加算されます。 ※ 宿泊については、子育て支援課にお問い合わせください。 ※ ヘルパーに送迎や食事を頼んだ場合は、旅費(別表参照)や食費を直接ヘルパーにお支払いください。
申込み手続き	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各福祉事務所 子育て支援課に、登録書と申請書を提出する。登録書は4月から翌年3月まで有効で、年度ごと新たな登録書の提出が必要です。(申請書は、具体的な利用理由が決まってから提出します。) 2. 具体的な利用日が決まったら、母子会事務局に連絡をする。☎221-1096 3. ヘルパーが決まったら、母子会事務局から連絡がいきますので、その後直接ヘルパーに連絡し、打合せをする。 4. 利用日当日ヘルパーに報告書(住所・氏名・支援日時を記入し、押印したもの)を渡す。 5. 負担金がかかる世帯には、子育て支援課から請求書が届きますので、支払をする。 	

<別表>家庭生活支援員 旅費

区域(片道)	自転車・自動車(往復で)	交通機関を利用した場合
1 km以上 5 km未満	100円	1日につき、700円を限度とする。
5 km以上 10 km未満	200円	
10 km以上	300円	

※子育て支援時の食費については、児童1人について1食300円~500円を目安とし、年齢や食欲に応じて支援員と話し合って決め、支援日当日、直接支援員にお支払ください。